

## 国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程

平成16年度九大就規第30号

施行：平成16年 4月 1日

最終改正：令和 4年 3月31日

(令和3年度九大就規第33号)

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員及び役員（以下「職員等」という。）並びに学生、聴講生、研究生及びその他本学において研究等に従事する者（以下「学生等」という。）のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為をいう。以下同じ。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学において、ハラスメントを防止し、健全で快適なキャンパス環境をつくることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成員 職員等及び学生等
- (2) 関係者 本学の管理下において、構成員と就労上又は修学上の関係を有する者
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職員等が他の構成員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等又は関係者が構成員を不快にさせる性的な言動
- (4) これに類する人としての尊厳を侵害する行為 上下若しくは力関係を利用して、又は一方的な思いこみ等に基づいて、職員等が他の構成員及び関係者を不快にさせる不当な言動並びに学生等又は関係者が構成員を不快にさせる不当な言動
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのために構成員の就労上又は修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して構成員が就労上又は修学上の不利益を受けること。

### (構成員の責務)

第3条 構成員は、この規程及び総長が定める構成員が認識すべき事項についての指針に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 構成員は、ハラスメントに関する苦情の相談に係る対応又は苦情の申立に係る調査等について協力を求められたときは、これに応じなければならない。

### (監督者の責務)

第4条 構成員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導・研修等により、ハラスメントに関し、構成員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

### (総長の責務)

第5条 総長は、構成員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 総長は、ハラスメントの防止等のため、構成員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 総長は、ハラスメントの防止等を図るため、構成員に対し、必要な研修を定期的実施するものとする。

(防止等に対する体制整備)

第6条 総長は、ハラスメントの防止等の適切な実施を期すための全学的な体制として、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第1項及び九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第1項の規定に基づき、ハラスメント委員会（以下「委員会」という。）及びハラスメント対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 前項の委員会及び推進室に関し必要な事項は、九州大学ハラスメント委員会規程（令和3年度九大規程第26号）及び九州大学ハラスメント対策推進室規程（令和元年度九大規程第93号）に定めるところによる。

(苦情の相談)

第7条 構成員は、ハラスメントに関する苦情の相談を行うことができる。

2 ハラスメントに関する苦情の相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を置き、相談員を配置する。

3 苦情の相談に係る手続その他必要な事項は、別に定める。

(苦情の申立)

第8条 構成員は、委員会に対し、ハラスメントに関する苦情の申立を行うことができる。

2 苦情の申立に係る手続その他必要な事項は、別に定める。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、苦情の相談及び苦情の申立（以下「苦情相談等」という。）を行う者（以下「相談者等」という。）に対し、苦情相談等に係る問題点の整理・確認並びにその問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行うことにより、当該問題に対し適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、総長が定める苦情相談等への対応についての指針に十分留意しなければならない。

(プライバシー等の保護)

第10条 相談員及び苦情相談等に係る委員会等は、ハラスメントに関する対応に当たっては、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント行為に対する措置等)

第11条 総長は、ハラスメント行為の事実が認められ、処分又は就労、修学、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると判断される場合は、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 総長、監督者、苦情相談等の相手方その他の構成員は、苦情相談等を行った者又は苦情相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

2 総長は、前項に違反する疑いがある場合は、調査の上、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大就規第56号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第7号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第6号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大就規第2号）

この規程は、平成27年7月29日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第33号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。